

7 世環保第 6 7 号
令和 7 年 9 月 4 日

世田谷区環境審議会会長
森本 英香 様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区たばこ規則の改正にあたっての考え方について（諮問）

世田谷区環境基本条例（平成 6 年 9 月 2 1 日条例第 3 5 号）第 1 0 条第 2 項に基づき、標記の件について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

世田谷区たばこ規則の改正にあたっての考え方について

2 諮問理由

区は、2 0 1 8 年（平成 3 0 年）に世田谷区環境美化等に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、屋外の公共的空間での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、清潔できれいな、安全で快適なまちづくりを推進し区民の生活環境の向上を図ってきました。

条例では喫煙の定義を、「たばこに火をつけ、その煙を発生させること」とし、たばこの火および煙による迷惑行為防止の観点から紙巻きたばこを規制対象、火をつけない加熱式たばこは規制の対象外としてきました。

しかし近年、加熱式たばこが普及し、エアロゾルによる迷惑行為やポイ捨てに占める割合が相対的に増えてきていることから、「喫煙する人とならない人が相互に理解を深める」という「世田谷区たばこ規則」の趣旨に沿って、条例における「たばこ」「喫煙」の定義について、今年度中の改正を念頭に「世田谷区たばこ規則」を改正します。

こうしたことから、世田谷区たばこ規則改正案についてご意見をいただきたく、諮問いたします。